

2018.11.5

相続の いろは

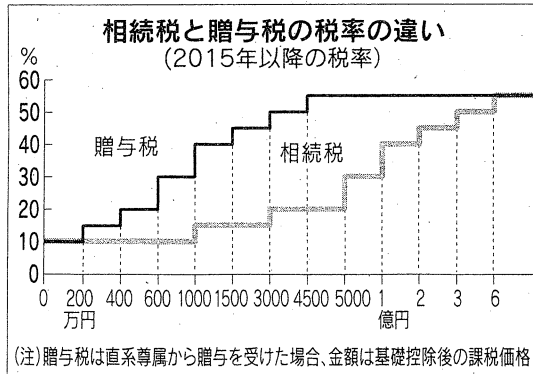
節税策の盲点 ⑤

生前贈与は年110万円の基礎控除の範囲内なら非課税になる。だが、基礎控除に縛られず、贈与税を支払った方が得になる場合もある。贈与税はグラフのように階段状が上がっていく。基礎控除後の課税標準に対し200万円以下だと10%、それを超える400万円以下の部分は

税率低い贈与に振り向け

15%といった具合だ。節税策で重要なのは相続税と贈与税の税率の違いだ。3億円の相続には45%の相続税率がかかるため、税率の低い贈与に資産を振り向け、相続資産を減らした方が得になるケースがある。
5億円の資産を持つAさんが相続人の子2人に毎年1000万円ずつ贈与したとする。三菱UFJ信託銀行の試算では、10年間1000万円ずつ、計2億円を贈与した場合、5億円すべてを相続させた場合に比べ4.750万円の節税になる。

基礎控除に縛られず



どれだけの額を贈与するかは、控除額も考慮に入れた実際の税負担の割合を表す「実効税率」を計算するのがいい。資産5億円に対する相続税の実効税率は実際の税負担額(1億5210万円)を5億円で割って30.42%となる。

1000万円を贈与した場合の実効税率は17.7%。贈与の方が低ければ贈与した方が得になる。(随時掲載)